

第 4 部 災害復旧・復興計画

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 応急生活対策

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講じる。

第1節 被災者の生活確保

1 生活相談

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。
警視庁・田無警察署	田無警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁・西東京消防署	西東京消防署及び消防出張所等に消防相談所を設置し、消防相談にあたる。

2 災害弔慰金

自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。

対象災害	自然災害	住家が5世帯以上滅失した災害 災害救助法が適用された災害 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	500万円
	その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

3 災害障害見舞金

自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

対象災害	自然災害	住家が5世帯以上滅失した災害 災害救助法が適用された災害 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円

4 日赤東京都支部の災害見舞品等

種別	支給対象者	支給内容	備考
災害救済品 (見舞品)	住宅の全半壊・ 全半焼	毛布、日用品セット	毛布・バスタオルは全員に、 その他の品目は世帯あたり 各1とする。
	床上浸水	毛布、日用品セット、バスタ オル	
	避難所へ1晩以 上避難	毛布、日用品セット、見舞品 セット	
災害救済金 (見舞金)	死亡者の遺族	弔慰金 死者 1 名につき 10,000 円	重傷・重体で5日以内に死亡 した者を含む。
	重傷者	見舞金 重傷者 1 名につき 5,000 円	重傷者とは1ヶ月以上の入院 を要する者。

5 災害援護資金（都福祉局）

市は、災害援護資金（都福祉局）の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

(1) 貸付対象

次に掲げる被害を受けた世帯を対象とし、下表の所得制限により貸付を行う。

世帯主が療養に要する期間が概ね1ヵ月以上である負傷を負った場合
住居又は家財の費財金額が当該住居又は家財の価値の概ね3分の1以上の損害で
あると認められる場合

【所得制限】

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人	1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、世帯の住居が滅失した場合は1,270万円に緩和	

(2) 貸付限度金額

世帯主の1 ヵ月以上の 負傷の場合	家財等の損害 の場合	世帯主の1ヵ月 以上の負傷と家 財等の損害が重 複の場合	被災した住宅を建て直す等特別な事情 がある場合
150万円	家財の1/3以上損 害：150万円	250万円	
	住居半壊：170万円	270万円	250万円 350万円（世帯主1ヵ月以上の負傷が重複し た場合）
	住居全壊：250万円	350万円	350万円
	住居全体の滅失又 は流出：350万円		

(3) 貸付条件等

貸付条件	償還期間：10年（うち据置期間3年） 利子：年3%（据置期間中は無利子） 保証人：連帯保証人になること
償還方法	年賦償還又は半年賦償還とする。

6 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、都社会福祉協議会が行う被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金貸付業務を迅速に行う。貸付対象世帯は、災害により住宅や家具道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件に適合する世帯となっている。

貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この災害援護資金の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯とする。
貸付金額	一世帯 150 万円以内
据置期間	1 年以内（特別の場合 2 年以内）
償還期間	据置期間経過後 7 年以内
利子	年 3%（据置期間中は無利子）。 ただし、償還期間内に償還した場合は、都単独事業により利子補給の適用がある。
保証人	連帯保証人 1 人以上 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
申込方法	官公署が発行するり災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

7 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、都道府県が拠出した被災者生活再建支援基金を支給し、その自立した生活の開始を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、都へ提出する。（根拠法：被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）、平成 16 年 3 月 31 日改正）

8 り災証明の発行

市は、西東京消防署と協力し、災害発生後早期に相談窓口内にり災証明の発行体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を発行する。

9 税等負担の軽減

市は、必要に応じ、市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、保育料等の徴収猶予、減額及び免除を行い、被災者の負担軽減を図る。

10 雇用対策

市は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇用を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇用を要請する。

第2章 義援金の受入れ・配分

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

第1節 受入れ窓口の決定等

1 窓口の決定

市は、都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 受入及び管理

市に直接義援金が贈られた場合、市は贈られた義援金を受領し、配分が決定するまで保管する。

第2節 募集・配分

1 配分委員会

市及び都は、日赤東京都支部等と協議のうえ、義援金の受入団体の代表者からなる「義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切、かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。義援金の使途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの使途分野についても勘案のうえ、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

第3章 激甚災害の指定

市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

第1節 激甚災害の調査

市	市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して都に報告する。
都	都は、市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第2節 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、市の要請により、都は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きを取る。

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、都に提出する。都はこれを受け、事業の種別毎に法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

第4章 復興計画

第1節 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

都は平成9年に「東京都都市復興マニュアル」を、また、平成10年には「東京都生活復興マニュアル」を作成した。平成15年3月には阪神・淡路大震災の検証等を実施し、二つのマニュアルを統合し「東京都震災復興マニュアル」を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。市では、このマニュアルを踏まえて、災害復興に関し、次のような基本的考え方を定める。

1 生活復興

市民のくらしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

生活復興の目標	被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしを構築していくことができるようにする。
生活復興の推進	個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、都に協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は都と協調して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。

2 都市復興

次の点に留意して都市復興に取り組む。

特に大きな被害を受けた地区のみの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人々が快適なくらしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。 市、市民、企業、都、国等との協働と連携による都市づくりを行う。

第2節 復興計画の策定

市長は、震災後1ヵ月以内を目途に震災復興基本方針を決定し、この基本方針に基づいて震災後6ヵ月を目途に復興総合計画及び特定分野計画を定める。

1 震災復興基本方針の策定

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災基本方針」を踏まえ、都と協議しながら、「市震災復興基本方針」を定め、公表する。

震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

くらしのいち早い再建と安定

安全で快適な生活環境づくり

雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

2 復興総合計画の策定

市長は、「市震災復興基本方針」に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、「市震災復興総合計画」を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

3 特定分野計画の策定

市長は、都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画を必要とする分野については、復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第3節 暮らしの復興計画

被災後、迅速かつ円滑に市民生活の復興(暮らし、住宅、雇用・産業)や都市の復興を図るため、あらかじめ復興事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、検討を進める。

1 暮らしの復興

市は、市民の暮らしを震災前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して、新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・保健・福祉、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

2 住宅の復旧・復興

民間住宅の再建は自助努力が基本という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行う。このため、市及び都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、直接公的住宅を供給していく。

3 産業の復興

市民の暮らしは、安定雇用の実現や事業の再開によってはじめて安定したものとなる。そのため、市は、都と協力し、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるよう対策を講じる。

また、市民が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペースの確保への支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を展開する。施策の展開にあたっては、単に事業を震災前の状態に戻すにとどまらず、市の産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。

第4節 都市の復興計画

都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にする。

1 都市復興基本方針等の策定

都市復興基本方針	<p>市民のくらしの再建を早期に実現する。</p> <p>災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。</p> <p>高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。</p>
復興整備条例の整備	<p>市は、都の基本方針と整合を図りつつ、市街地の復興方針を定めるとともに、復興対象地区の設定を行い、地区区分に応じた建築誘導の方針を定める。被災後、直ちにこのような事項を内容とする復興整備条例を設定する。</p>
復興対象地区の設定	<p>市は、都があらかじめ定める復興地区区分の判定基準に基づき4段階の復興対象地区を設定する。</p> <p>重点復興地区 被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建設制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。</p> <p>復興促進地区 と の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。</p> <p>復興誘導地区 被災が散在的に見られる地区で、主として個々の家屋の再建によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。</p> <p>一般地区 被災がほとんど見られない地区をいう。</p>

2 都市復興計画の策定

(1) 都市復興基本計画の策定

市は、必要に応じてまち復興基本計画（骨子案）を作成し、これを踏まえて地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。その原案をもとに、地域住民と協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組む。

(2) まち復興基本計画の策定

市は、まち復興基本方針を踏まえ、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等を内容とするまち復興基本計画を策定する。